

別表

令和 8 (2026) 年度栃木県デジタルマーケティング推進業務委託
公募型プロポーザル評価基準

- 1 評価項目及び各配点は次のとおりとし、選定委員 5 名が採点する。
- 2 合計点数の高いものから順に選定委員毎の順位をつける。なお、選定委員は最高得点と評価する企画提案者を複数とすることはできないものとする。
- 3 全企画提案者の中で、各選定委員がつけた 1 位の数が最も多かった者を委託契約候補者とする。なお、1 位の者が複数の場合は、最も得点の高かった者を委託契約候補者とする。

評価項目		評価内容		配点
1	業務内容の理解度	(1)	本業務の目的を理解した提案であるか。	1 0
2	企画提案の優位性	(2)	各施策のデジタルマーケティングの導入・実施に適切な提案・助言・相談対応が期待できるか。	2 0
		(3)	確実なデータ取得を可能とする技術的支援が期待できるか。	1 5
		(4)	栃木県全体のデジタルマーケティングの最適化が期待できるか。	1 5
		(5)	デジタルマーケティング活用人材育成に係る効果的な研修の開催等が期待できるか。	1 5
		(6)	その他、独自提案として審査上評価すべき点があるか。	5
3	企画提案の実施可能性	(7)	実施体制、実施スケジュールが業務を安定的に遂行できるものであるか。	1 0
		(8)	類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	5
		(9)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5
合計				1 0 0

- 4 提案者が 1 者の場合は、選定委員採点の総和の平均 60 点以上をもって委託契約候補者とする。